

第 6 次障害者計画及び障害福祉計画（第 7 期）・障害児福祉計画（第 3 期）
の策定について

1. 策定する計画について

(1) 障害者計画

根拠法令	・ 障害者基本法第 11 条第 3 項
計画の概要	<p>【上位計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者基本計画（第 5 次）（内閣府） ・ 第 2 期ひょうご障害者福祉計画（兵庫県） <p>【計画に規定する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の定める障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本に、市における障害者の状況等を踏まえた施策に関する基本的な計画を定める。

(2) 障害福祉計画・障害児福祉計画

根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者総合支援法第 88 条（障害福祉計画） ・ 児童福祉法第 33 条の 20（障害児福祉計画）
計画の概要	<p>【上位計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（厚生労働省） ・ 第 6 期兵庫県障害福祉実施計画（兵庫県） <p>【計画に規定する内容】</p> <p><障害福祉計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ・ 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み ・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 <p><障害児福祉計画></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制に係る目標に関する事項 ・ 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

2. 計画の策定方針

(1) 計画の統合

これまで個別に策定してきた障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画を統合し、一つの計画として策定します。

(2) 計画期間の統一

統合後の計画期間を2024年度から2029年度までの6年間とします。

障害福祉計画・障害児福祉計画に規定する数値目標や各種サービスの見込量については、3年ごとに国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、計画の中間年である2026年度に検証を実施し、改訂を行います。

3. 市民アンケート等の実施概要

(1) 市民アンケート

実施期間：2023年5月15日（月）～6月9日（金）

配付数：2,500件

回収数：1,407件（回収率56.3%）

(2) 事業所アンケート

実施期間：2023年5月26日（金）～6月9日（金）

調査対象：明石市内の障害福祉等サービス事業所（315事業所）

回収数：169件（回収率53.7%）

(3) 関係団体調査

実施期間：2023年5月31日（水）～7月11日（火）

対象団体：14団体

明石市身体障害者福祉協会

明石市視覚障害者福祉協会

明石ろうあ協会

明石市肢体不自由児者父母の会

明石地区手をつなぐ育成会

明石ともしび会

明石市ピアポの会

明石難聴者の会

明石障がい者地域生活ケアネットワーク

明石市ボランティア連絡会

明石市社会福祉協議会

兵庫県立いなみの特別支援学校

明石市立明石養護学校

明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター

実施概要：事前アンケートの送付及び回収、希望する団体へのヒアリング

4. 第5次障害者計画の取組状況

第5次障害者計画（計画期間：2019年度～2023年度）においては、以下の8つの基本目標ごとに個々の施策の目標を設定しました。

このたび、次期計画の策定にあたり、以下のとおり施策目標の取組状況の検証を行いました。

■評価基準

区 分	基 準
完了	計画期間中に完了している。
継続実施	現在実施中であり、次期計画においても引き続き実施予定。
未着手	事業の実施方法等の検討段階であり、計画期間中に実施予定はない。
廃止	計画期間中に廃止している。
新規	現計画に記載していないが、計画期間中に実施している。

■全体の取組状況

基本目標	取組状況				新規
	事業 項目	完了	継続 実施	未着手 ・廃止	
基本目標1 誰もが安心・安全に暮らせる生活環境にするために	25	0	25	0	1
基本目標2 住み慣れた、希望する地域でいきいきと暮らせるために	35	0	35	0	9
基本目標3 安心して自分らしい地域生活を支えるために	19	0	18	1	2
基本目標4 情報の利用、コミュニケーション手段の確保による社会参加機会の拡充	10	0	10	0	3
基本目標5 障害の有無によらない、子どもたちの地域共生のために	28	0	28	0	4
基本目標6 障害のある人の、生きがいのある社会参加の支援	20	0	20	0	0
基本目標7 一人ひとりの暮らしを自分らしく豊かにするために	6	0	6	0	4
基本目標8 お互いの個性と多様性を理解し、尊重し合うために	19	0	19	0	5
合 計	162	0	161	1	28

基本目標1 誰もが安心・安全に暮らせる生活環境にするために

障害の有無に関わらず、明石市で暮らす全ての人にとって暮らしやすいまちとなるよう、ユニバーサルデザインの視点に基づいた生活環境整備や災害時における避難誘導體制の確立、地域における要配慮者対策の推進などに取り組んできました。

施策目標	取組状況				新規
	事業項目	完了	継続実施	未着手・廃止	
1-1 ユニバーサルデザインを踏まえた生活環境の整備	8	0	8	0	1
1-2 移動・交通手段の整備	7	0	7	0	0
1-3 暮らしやすい住まいの充実	2	0	2	0	0
1-4 防災対策の充実	8	0	8	0	0
合計	25	0	25	0	1

基本目標2 住み慣れた、希望する地域でいきいきと暮らせるために

障害のある人が、住み慣れた地域で自らが望む生活ができるよう、地域生活を支えるための福祉サービスの確保・充実や福祉人材の育成などに取り組んできました。

施策目標	取組状況				新規
	事業項目	完了	継続実施	未着手・廃止	
2-1 地域生活を支えるために必要なサービスの確保・充実	18	0	18	0	8
2-2 意思決定を支援するための必要な取り組みの推進	1	0	1	0	0
2-3 相談・マネジメント体制の充実	11	0	11	0	1
2-4 福祉サービスの利用における第三者評価の実施	1	0	1	0	0
2-5 地域福祉の視点に立った活動の推進	4	0	4	0	0
合計	35	0	35	0	9

基本目標3 安心して自分らしい地域生活を支えるために

障害のある人が安心して日常生活を送ることができるよう、疾病の早期発見や予防、精神保健活動などに取り組んできました。

施策目標	取組状況				新規
	事業項目	完了	継続実施	未着手・廃止	
3-1 疾病の予防・早期発見	5	0	5	0	2
3-2 地域医療体制の充実	9	0	8	1	0
3-3 健康の保持・増進	1	0	1	0	0
3-4 精神保健医療と難病対策の充実	4	0	4	0	0
合 計	19	0	18	1	2

【廃止事業】

- ・ 重度障害者訪問看護医療費助成制度

2021年7月より訪問看護療養費が福祉医療制度の助成対象となったため、同趣旨である本制度は廃止となりました。

基本目標4 情報の利用、コミュニケーション手段の確保による社会参加機会の拡充

障害のある人が孤立することなく、様々な分野の社会活動に参加することができるよう、意思疎通支援にかかる人材の確保・育成や障害のある人に配慮した情報発信などに取り組んできました。

施策目標	取組状況				新規
	事業項目	完了	継続実施	未着手・廃止	
4-1 意思疎通支援の人材の確保・養成	3	0	3	0	0
4-2 意思疎通支援の充実とサービスの利用促進	3	0	3	0	1
4-3 情報発信・通信・コミュニケーション手段の充実	4	0	4	0	2
合 計	10	0	10	0	3

基本目標5 障害の有無によらない、子どもたちの地域共生のために

障害の有無に関わらず、一人ひとりのニーズに応じた療育や保育、教育を提供するため、ライフステージに応じた相談支援体制の構築やインクルーシブ教育の推進などに取り組んできました。

施策目標	取組状況				新規
	事業項目	完了	継続実施	未着手・廃止	
5-1 療育・保育・教育における支援体制の充実	16	0	16	0	2
5-2 一人ひとりのニーズに応じた教育の推進	12	0	12	0	2
合 計	28	0	28	0	4

基本目標6 障害のある人の、生きがいのある社会参加の支援

障害のある人が経済的な自立ができるよう、就労の場の確保や就労にかかる相談支援、民間事業者に対する啓発などに取り組んできました。

施策目標	取組状況				新規
	事業項目	完了	継続実施	未着手・廃止	
6-1 就労支援の充実	8	0	8	0	0
6-2 障害者雇用における企業などへの支援	5	0	5	0	0
6-3 多様な就労の場の確保	7	0	7	0	0
合 計	20	0	20	0	0

基本目標7 一人ひとりの暮らしを自分らしく豊かにするために

障害のある人の暮らしがより豊かなものとなるよう、障害の有無に関わらず交流できる機会やスポーツ・文化・芸術活動の場の提供などに取り組んできました。

施策目標	取組状況				新規
	事業項目	完了	継続実施	未着手・廃止	
7-1 スポーツ、レクリエーション、余暇及び文化・芸術活動の充実	3	0	3	0	3
7-2 スポーツ活動の充実	2	0	2	0	1
7-3 文化・芸術活動への支援	1	0	1	0	0
合 計	6	0	6	0	4

基本目標8 お互いの個性と多様性を理解し、尊重し合うために

障害のある人の日常生活における権利が侵害されないよう、虐待や差別を防ぐための取組や権利擁護の推進などに取り組んできました。

施策目標	取組状況				新規
	事業 項目	完了	継続 実施	未着手 ・廃止	
8-1 障害者虐待への対応	1	0	1	0	0
8-2 差別解消及び障害理解の促進	13	0	13	0	4
8-3 行政サービスなどにおける配慮の推進	2	0	2	0	1
8-4 成年後見制度の利用支援	1	0	1	0	0
8-5 消費者相談の充実	1	0	1	0	0
8-6 更生支援の実施	1	0	1	0	0
合 計	19	0	19	0	5

5. アンケート結果等から見える課題等

(1) 障害のある人への理解促進・差別解消について

- 日常生活において差別・偏見を感じる人の割合は減少している一方で、差別や偏見についての相談窓口の利用意向があるにも関わらず、「相談しても何も変わらない」と感じている人が多い。
- コロナ禍で減少していた、市民や市内事業所、市職員などに対する障害への理解を深めるための研修などの機会が必要。特に、外見から理解されることが難しい知的・精神障害のある方への理解を深める機会を求める声が多い。

(2) 生活環境・防災対策について

- 公共施設のバリアフリー化などの際、障害当事者の意見を事前に聞く機会が増えてきているが、一部の当事者に偏ることのないような工夫が必要。
- 災害時に避難所で過ごすことに不安を感じる人が多い。福祉避難所の充実が必要。
- 災害時の情報伝達において、視覚障害者や聴覚障害などの障害特性に応じて正確な情報を速やかに伝える仕組みが必要。
- 災害に対する備えた備蓄や避難経路の確認をしていない人が多い。日頃からの備えについて周知・啓発する取組が必要。

(3) 保健・医療について

- 病院での意思疎通に困難さを抱えている人が多い。
- 障害のある人が受診しやすくなるよう、医療従事者が障害理解を深める取組が必要。
- 医療費の負担が大きいという声も多い。

(4) 子どもや家族への支援

- 学校や保育所等と児童・生徒が通う放課後等デイサービスなどの事業所間の連携が十分でない。
- 事業所数の増加に伴い、放課後等デイサービスにおけるサービスの質の低下を懸念する声が多い。
- ホームヘルプや短期入所など、家族のレスパイトケアに資する事業の充実が必要。

(5) 雇用・就労について

- 働き続ける事へのことへの不安を感じる人が多い。
- 障害者雇用を一層進めるための実習受け入れ先の開拓が必要。
- 就労系事業所に通う人への工賃を上げるための取組が必要。

(6) 障害福祉等サービスについて

- 医療的ケア児・者や強度行動障害を含む重度障害者に対応できる事業所や専門人材が不足している

6. 次期計画における理念・基本目標

(1) 基本理念について

次期計画共通の基本理念は、や 2022 年 3 月に策定した長期総合計画である「あかし SDGs 推進計画」のまちづくりの基本理念である「いつまでも（持続可能）」、「すべての人に（誰一人として取り残さない）」、「やさしいまち（やさしい社会を明石から）」「みんなで（パートナーシップ）」の 4 つの視点、2022 年 4 月に施行されました「すべての人が自分らしく生きられるインクルーシブなまちづくり条例」の趣旨を踏まえたものとしします。

【参考】

第 5 次障害者計画	『誰もが安心していきいきと暮らせる 支え合いによる共生のまちづくりの実現』
第 4 次障害者計画	『地域で安心していきいきと暮らせる 自立と共生の社会の実現』

(2) 基本目標について

市民アンケート等でいただいたご意見等を踏まえ、以下の 7 つの分野に分けて基本目標を設定したいと考えています。

基本目標を設定する分野	目標設定に向けた考え方
生活環境関係	ユニバーサルデザインのまちづくりや災害時を含む安心・安全な暮らしの確保といった視点による目標を設定します。
障害（児）福祉サービス関係	一人ひとりの障害特性や多様なニーズに即した福祉サービスの提供や、それを担う福祉人材の育成・確保といった視点による目標を設定します。
療育・保育・教育関係	質の高い療育や一人ひとりの特性・能力に応じた教育の提供といった視点による目標を設定します。
社会参加関係	障害のある人のスポーツ・文化・芸術活動の促進や社会参加に必要な情報保障・コミュニケーションの推進といった視点による目標を設定します。
雇用・就労関係	地域で自立した生活を送るための基盤である就労機会の確保や就労後の支援、能力に応じた福祉的就労の充実といった視点による目標を設定します。
保健・医療関係	医療的ケアが必要な人への支援を含め、障害があっても地域で安心して暮らすことができる保健・医療の提供といった視点による目標を設定します。
差別解消・障害理解・権利擁護関係	障害者差別の解消や障害者虐待の防止、障害理解一層の促進といった視点による目標を設定します。

8. 今後のスケジュール

時 期	内 容
10月～ 11月	○明石市地域自立支援協議会・社会福祉審議会障害者福祉専門分科 会合同会議 ・計画（素案）の内容審議
12月	○12月市議会（文教厚生常任委員会） ・計画（素案）の内容報告 ○パブリックコメントの実施（～2024年1月）
2024年 2月	○明石市地域自立支援協議会・社会福祉審議会障害者福祉専門分科 会合同会議 ・パブリックコメントの結果報告 ・計画（最終案）の内容審議
3月	○3月市議会（文教厚生常任委員会） ・計画（最終案）の内容報告